

〈論文〉

仏教史研究と歴史教育

— 高等学校における日本近世史分野を中心に —

田中洋平

要約

本論では中等教育段階における歴史教育と歴史学研究の結節を企図し、高等学校で使用されている日本史教科書の記述について、歴史学的知見からこれに検討を加えた。具体的には、近世宗教史分野の研究成果を整理するとともに、これに新たな研究知見を付与したうえで教科書の記述を再検討している。ここでは、これまでの研究史及び『肥後藩人畜改帳』の分析から、寺檀制度の成立に照応させつつ、それを担う寺院が建立されたことを確認し、にもかかわらず、そうした寺院がどの段階で造営されていたかという点について、教科書中には記述がないことを指摘した。併せて近世宗教史研究のうえで長らく議論されてきた「近世仏教墮落論」についても、これを教科書に記載したうえで、歴史事象に関する生徒間の討論を深化させるための素材とすることができる可能性について言及した。

キーワード

日本史教科書 寺檀制度 近世の寺院 『肥後藩人畜改帳』 近世仏教墮落論

はじめに

本論は、高等学校教育において使用されている歴史教科書の記述に関し、特に近世宗教史分野に焦点をあてて分析していくものである。

歴史学研究と中等教育における歴史教育との関係性については、第二次世界大戦後に限ってみても、多くの議論が積み重ねられている⁽¹⁾。例えば日本現代史を専門とする中村政則は、1998年度の歴史学研究会大会において、歴史学と歴史小説、そして歴史教育が「円環的關係性」であるべきであると指摘し⁽²⁾、歴史学研究と歴史教育との一方的な従属・被従属関係を強く否定した。

中村によって提起された議論を顧みるとき、歴史学研究者は、自らの研究が中等教育の現場において如何に還元されてきたのか、という点により関心を向けることが必要であろう。また、教育現場から歴史学に対して、どのような研究が求められているのか、ということ意識することが求められる。そのためには、それぞれの歴史学研究者がその専門領域に関し、中等教育の場でどのような知識が教示されているのかを改めて検証する必要があるのではないだろうか⁽³⁾。

平成30年9月28日受理
たなか ようへい：淑徳大学 人文学部 助教

加えて、2016年11月に「教育職員免許法」が改正され、大学の教職課程における講義科目が見直された点にも注目する必要がある。具体的には同課程において、従来の「教科に関する科目」と「教職に関する科目」が統合され、新たに「教科及び教職に関する科目」として再編されることとなった。今後、大学においてそれぞれの歴史学系専門科目を担っている講義担当者は、従前のように歴史学研究に関する知見の教示のみに終始するのではなく、中等教育における社会科や地理歴史科の授業現場において、どのように活かすことができる講義内容であるのかが問われることになる⁽⁴⁾。

本論では、こうした課題意識に基づいたうえで、高等学校の日本史教育において使用されている教科書の記述内容に関し、近世の寺檀制度⁽⁵⁾に焦点をあてて検討を加えていく。同制度は、この時代に生きる人々すべてが、原則として寺院の檀家となることを前提として設計され、幕府が禁教の対象とする宗派の信者ではないことを証明した⁽⁶⁾。そして寺檀制度が確立・展開することで、寺僧は「宗門人別改帳」を作成することとなり⁽⁷⁾、出生から結婚、離婚、転住、そして死に至るまで人々の生活全般に関与することになった。すなわち、歴史学研究の立場からは、寺檀制度が近世という時代そのものを特徴付ける制度的枠組みであると認識されるのである。

そうであるならば、次に教科教育学、歴史教育論の問題として、この寺檀制度が中等教育段階において、どのように教示されているのか、ということを検証することが課題になる⁽⁸⁾。本論ではこうした見地から、現在使用されている高等学校の歴史教科書について、これまでの研究成果を踏まえつつ、これに新たな知見を加えたうえで、こうした内容がどのように教示されているのか、あるいは如何に教示されるべきなのか、という点を検証していきたい。

1. 近世的寺院の成立と寺檀制度

1-1 寺請制度直前期の宗教世界

寺檀制度の確立を近世的宗教世界が形成されるメルクマールだとするならば、その直前期にあって、如何なる宗教的状况が表出していたのであろうか。本章では、これまでの歴史学研究によって明らかにされてきた点を整理するとともに、新たな知見を加えておきたい。

中近世移行期の宗教実態は、史料の残存状況からその解明に大きな制約がある。近世社会そのものを規定したとされる寺檀制度についても、その確立過程について未だ研究的蓄積は不十分である。そうした研究状況のなかでも、これまでに指摘されてきた点を以下に示す2名の歴史研究者による論考から整理しておく。

竹田聴洲は、浄土宗知恩院にて享保年間に作成された「蓮門精舎旧詞」を底本として、この史料中に登場する全国の寺院に関し、その開創年代を悉皆的にまとめている⁽⁹⁾。それによれば、同史料に掲載されている全6008ヶ寺のうち、開創年代が記載されている4695ヶ寺について、その7割弱程度が天正年間から寛永年間までの約70年間に集中しているという⁽¹⁰⁾。

次に圭室文雄による研究成果を確認しておきたい。圭室は熊本大学細川家文書にある「肥後・豊後御領内諸宗本末帳」から一向宗(浄土真宗)寺院を抽出し、その成立年代を表化してまとめている⁽¹¹⁾。この研究からは、成立年代がわかる437ヶ寺のうち、1601年から1650年までの間に創建された寺院が全体の約6割を占めており、これに1651年から1700年までに創建された寺院数を加えると、全体の8割強が1601年から1700年までのあいだに創建されていることがわかる。

こうした寺院創建の実態は、どのように評価されるのであろうか。近世宗教史研究では、寺檀制度成立の契機として寺院本末帳と寺請証文の作成に着目してきた⁽¹²⁾。前者は寛永9(1632)年、後者は

寛永11(1634)年からその作成が開始されている、圭室の研究から引用すると「(東・西本願寺教団は、この両者の作成の)機に乗じて教線を拡大していったことがよくわかり、幕府の政策にみごとに照応していった」としている⁽¹³⁾。

ここまでの研究史の整理から、中世段階に展開していた寺院を活用することで、寺檀制度が成立していったのではなく、寺檀制度の展開に伴い、その必要性から各地に寺院が建立されていったことが確認される。この点に鑑みれば、荘園や僧兵などを多数抱えた中世の寺院と寺檀制度を担った近世の寺院は、その成立年代においても経済的・軍事的規模においても同一視することができない⁽¹⁴⁾。今日それぞれの地域において日常的に目にする寺院の淵源は、近世初期にその萌芽をみたと整理されるのである。

1-2 『肥後藩人畜改帳』にみる宗教的位相

それでは、寺檀制度を担った近世の寺院は、どのように成立したのであろうか。寺請の執行により、寺檀制度が確立をみる直前の時期に作成された『肥後藩人畜改帳』からその様子を確認してみたい⁽¹⁵⁾。以下に『人畜改帳』に記載された内容を例示しておく。

【史料1】⁽¹⁶⁾

	高六拾石九斗貳升七合	壹人理右衛門	壹人名子別當	
一	男女合拾六人内	壹人おとゝ	壹人同はちひらき	
		壹人男子	壹人同むすめ、歳十五下	
		貳人同、歳十五下	壹人同男子	庄屋
		壹人はゝ	壹人同女房	理右衛門
		壹人嫁	壹人下人	
		壹人女房	貳人うは	
一	牛馬合貳疋内	壹疋うし		
		壹疋馬		同人
		貳間 六間本家		
		貳間 五間かまや	九尺 貳間名子本家	
		貳間 四間ざしき	九尺 三間同かまや	
一	家數合拾三斬内 ^{ママ以下同}	九尺 貳間持仏堂	九尺 三間同本家	同人
		九尺 三間 ^{ママ} 三斬、部や	六尺 貳間同かまや	
		九尺 三間部や	六尺 貳間同うは部や	
一	屋しき	拾五間 壹反三畝		同人
		貳十六間		

ここに抽出したのは、肥後国合志郡打越村⁽¹⁷⁾に関する記述である。同史料にて確認できるように、『人畜改帳』には、各村における家数や各家の人数構成、牛馬数などとともに、建造物についてもその記載がある。同史料の検討によって、寺請が開始される直前の宗教的環境を知ることができる。

同史料を分析し、農民持ちの「持仏堂」の存在に注目した圭室文雄は、同国同郡において196例の「持

(表1) 肥後国合志郡人畜改帳にみえる鉢開

	家名	村名	家人数	鉢開人数	鉢開家間口		家石高	備考
						坪数		
1	清右衛門	合志郡竹迫村	6	1	2間×4間	8	10石9斗7升2合	「なこ、はちひらき」
2	理左衛門	合志郡竹迫村	20	1	2間×5間	10	26石9斗1升2合	
3	九兵衛	合志郡鹿水村	5	1	9尺×3間	2.7	42石9斗6升3合	
4	孫兵衛	合志郡鹿水村	6	1	(不記)		72石4斗1合	
5	理右衛門	合志郡須屋村出分	8	1	(不記)		49石4斗3升2合5勺	庄屋家
6	了眞	合志郡鳥栖本村	2	1	9尺×3間	2.7	高なし	
7	理右衛門	合志郡打越村	16	1	(不記)		60石9斗2升7合	庄屋家
8	長介	合志郡橋田村	19	1	6尺		98石2斗8升	「名子、はちひらき」 庄屋家
9	孫右衛門	合志郡三萬田村	16	1	9尺×2間	1.8	55石5升5合	「名子、はちひらき」 庄屋家
10	惣右衛門	合志郡永村	22	2	①9尺×3間	2.7	61石2斗2升3勺3才	①「名子、宗仙、はちひらき」 ②「親善正、はちひらき」 「頭百性」家
11	彦左衛門	合志郡永村	9	1	(不記)		3 [虫損] 石9斗7升8合	「りんさい、はちひらき」 註2
12	傳十郎	合志郡永村	7	1	(不記)		21石6斗5合	
13	源左衛門	合志郡福本村	10	1	(不記)		28石6斗8升1合	
14	助右衛門	合志郡富村	10	1	(不記)		41石1斗2升3合	
15	理右衛門	合志郡富村	8	1	9尺		44石3斗7升2合	
16	五右衛門	合志郡富村出分	15	1	(不記)		49石1斗3升7合	
17	作兵衛	合志郡富村出分	21	1	9尺×3間	2.7	11石2斗4升8合	
18	又右衛門	合志郡富村出分	12	1	(不記)		35石9斗2升2合	「頭百性」家
19	太郎右衛門	合志郡吉村	15	2	(不記)		42石9斗5升5合	
20	久左衛門	合志郡吉村	11	1	9尺×4間	3.6	35石6斗1升2合	「頭百性」家
21	惣左衛門	合志郡吉村出分	7	1	(不記)		27石	「頭百性」家
22	孫右衛門尉	合志郡住吉村	8	1	(不記)		54石1斗8升8合	「頭百性」家
23	市右衛門尉	合志郡住吉村	5	1	(不記)		23石2升2合	
24	清右衛門尉	合志郡住吉村	8	1	(不記)		29石7斗5升9合	
25	源右衛門尉	合志郡住吉村	5	1	(不記)		13石2斗1升5合	「老人ハ親、はちひらき」
26	九郎兵衛	合志郡住吉五百石分	7	1	(不記)		32石7斗2升1合	「名子、彦左衛門、はちひらき」
27	勝左衛門尉	合志郡住吉村四百石方	4	1	9尺×2間	1.8	10石	「了正」 勝左衛門尉父か
28	五郎左衛門尉	合志郡高永村	6	1	(不記)		50石	「自由はちひらき」
29	右衛門	合志郡上大津村	21	1	2間×3間	6	73石2斗3升4合3升	「庄屋」家
30	七郎左衛門尉	合志郡塔迫村	17	2	(不記)		79石3升8合	「小庄屋」家
31	九左衛門尉	合志郡下苦竹村	6	1	(不記)		13石2斗1升8合	
32	彦右衛門尉	合志郡森出村出分	4	1	9尺×3間	2.7	26石2斗2升8合	「老人ハ名子、はちひらき」 「名子ノ家」
33	太郎左衛門	合志郡大林村	8	1	2間×3間	6	41石2斗2升4合	
34	勝左衛門	合志郡上津久禮村	9	1	(不記)		41石5斗	「庄屋」家
35	善右衛門	合志郡柳水村出分	9	1	2間×2間	4	35石3斗	「老人せんもんはちひらき」
36	三郎左衛門	合志郡弓削村	10	1	8尺×2間	1.6	62石6斗4升1合	
37	惣左衛門	合志郡弓削村	12	1	9尺×2間	1.8	29石2升8合	
38	藤左衛門	合志郡山尻村	5	1	9尺×3間	2.7	15石3斗2升4合5勺	
39	勝吉	合志郡上町村出分	7	1	2間×3間	6	31石6斗6升3合	「名子、はちひらき」
40	二郎	合志郡中島村	16	1	2間×3間	6	52石7斗3升6合	
41	二 []	合志郡上陣内出分	5	1	(不記)		15石2斗7升7合	
42	甚七	合志郡中窪田村百八十石分	7	1	7尺×2間	1.4	28石5斗6升	
合計値			424	45				
平均値			10.10	1.07		3.91	39石3斗7升5合(註3)	

(註1) 底本は大日本近世史料の『肥後藩人畜改帳』(東京大学出版会 1955年)とした

(註2) 石高に一部不明な点がある

(註3) 上記註2の理由から、No.11を除外して算出した

仏堂」を確認している⁽¹⁸⁾。その規模については、「持仏堂の一般的規模は、三～六坪程度に集中している。寺院の本堂に比すればやや小さいといえるが、持仏堂を抱えている農民の持高は圧倒的に寺よりも大きいことがわかる」としたうえで、「寺院の発生をたどれば本来このような豪農の家の持仏堂に僧侶が定住し、その保護のもとに、若干の土地を分割してもらい独立したのが寺院に発展したといえそうである」としている。

本論では、圭室の指摘を参照するとともに、史料1でも確認することができる「はちひらき」の存在に注目したい。「はちひらき」とは「鉢開坊主」のことで、各教団に属していない僧侶のことである⁽¹⁹⁾。この「はちひらき」は、『人畜改帳』で確認するかぎり、その多くが独立した寺院を営む存在ではなく、各家に包摂されていた⁽²⁰⁾。こうした「はちひらき」こそが、寺請の権限が付されるようになった寺院の住持に昇格していったものと考えてよい。寺請が開始される直前期の宗教的位相を知るためには、「持仏堂」とともに、「はちひらき」の実態を分析することが有意であろう⁽²¹⁾。

この「はちひらき」について、『人畜改帳』に登場する事例を抽出し、表化したものが次に掲げる表1となる。同表で確認すると、『人畜改帳』では、130ヶ村からなる肥後国合志郡において42例、計45名の「はちひらき」が存在していた。「はちひらき」を包摂している各家の構成人数は平均10名程度、このうち「はちひらき」を複数名抱える事例は3例あるだけで（いずれも2名）、それ以外は1名となっている。各家において、「はちひらき」が農業労働などの生業に従事することが想定されるにしても、「名子」などに比べて労働寄与の割合が小さく、一方で宗教者としての活動も行う人物を包摂することができる人数がこの程度であったことを示している。

「はちひらき」の住居については、判明する19例についてその平均が4坪弱であり、先に確認した持仏堂の面積と大差ない。また宗派については、No.11の事例で「りんさい」（臨濟）と確認できるのみで、それ以外については宗派さえ問われない存在であった。この点については、岩田重則が「（中世までの葬送は）下層僧侶または漂泊民的僧侶などが、葬送儀礼、遺体処理などを行うというのが現実ではなかったかと思われる」としており⁽²²⁾、『人畜改帳』の記載も岩田の指摘を裏付ける内容となっている。

この「はちひらき」とともに、圭室文雄が明らかにした同国同郡における16例の寺院数を加えると、2ヶ村にひとり程度の寺院住持、あるいは「はちひらき」が存在した計算になる⁽²³⁾。『人畜改帳』に記載されている村の規模や一家の構成人数は、寺檀制度が成立して以降のそれとは大きく異なっており、単純に比較することには注意が必要である⁽²⁴⁾。ただし、同制度が確立する直前の宗教的状况としては、寺院数、僧侶数ともにこの制度を支えるに充分ではなかったものと考えてよいだろう。

2. 高等学校における歴史教育と近世宗教史研究

2-1 歴史教科書における寺檀制度

前章における研究史の整理でも明らかにしたように、近世的寺檀制度の根幹を担った寺院は、中世までのそれとは異質のものである。そもそも寺請を担う寺院がどのように建立され、各地に展開されていたのか、という点について、現在使用されている高等学校の教科書では如何に記述されているのだろうか。また、その記述はこれまでの歴史学研究の如何なる成果にもとづいているのであろうか。本章では、以下に山川出版社から発行されている『詳説日本史B』の教科書を事例に⁽²⁵⁾、その内容を確認していきたい。

同書において近世の宗教に関しては、第Ⅲ部第6章第3節「幕藩体制の成立」内の「禁教と寺社」で説明が加えられている。紙幅の関係上、本論の関心に引き付けるかたちで以下にその記述を引用する。

この項目では、幕府によるキリスト教禁教政策の端緒に関する説明からはじまっている。まずはその内容を確認しておきたい。

幕府は、初めキリスト教を黙認していた。しかし、キリスト教の布教がスペイン・ポルトガルの侵略をまねく恐れを強く感じ、また信徒が信仰のために団結することも考えられたので、1612(慶長17)年、直轄領に禁教令を出し、翌年これを全国におよぼして信者に改宗を強制した。このうち幕府や諸藩は、宣教師やキリスト教信者に対して処刑や国外追放など激しい迫害を加えた。多くの信者は改宗したが、一部の信者は迫害に屈せず、殉教するものやひそかに信仰を維持した潜伏(隠れ)キリシタンもいた。

近世の宗教環境を考えるにあたって、幕府が採用した宗教政策をひとつの基軸として記述を進めることは、これを利用する高校生にとってもその理解を容易にするであろうし、確認事項としては当然求められる内容であろう。この点について、当該部分ではキリスト教国による侵略の恐れがあったこと、信徒が信仰のために団結し、幕藩権力と対峙することが想定されたことなど⁽²⁶⁾、キリスト教禁教の理由について触れている。そのうえで幕府がキリシタンの改宗をすすめたことが確認されている。また、従来「かくれキリシタン」と呼称されることが多かった用語に関し、近年の研究動向を踏まえて「潜伏キリシタン」⁽²⁷⁾という語で表記している。ただし、「かくれキリシタン」と「潜伏キリシタン」という術語に含意される差異についての記述を欠いているため、この点に関する説明が必要であろう。

次に寺請に関する記述内容を確認していく。

幕府は島原の乱後、キリスト教徒を根絶するため、とくに信者の多い九州北部などで島原の乱以前から実施されていた絵踏を強化し、また寺院が檀家であることを証明する寺請制度を設けて宗門改めを実施し、仏教への転宗を強制するなどキリスト教に対してきびしい監視を続けていった。

ここでは、島原の乱を契機としたキリシタン対策の一環として絵踏が導入されたことについて述べられている。同乱がキリシタンを主体とした宗教一揆であるのか、あるいは百姓一揆として把握すべきであるのか、現状の研究では意見が分かれるとことではある⁽²⁸⁾。ただし、島原の乱がこの後に展開される寺請の制度化と密接に関連しているという理解は、研究者のあいだでも共有されていると言ってよい。高等学校で使用される教科書の記述としても妥当な内容であろう。また、本論の主題でもある寺請制度の記述もここに含まれているが、この点については後述したい。

6 幕府の禁じたキリスト教や日蓮宗不受不施派を信仰させないために、武士も神職もだれもが檀那寺の檀家になって(寺檀制度)、寺請証明を受けた。しかし、仏教以外の宗教がすべて禁圧されたわけではなく、神道・修験道・陰陽道なども仏教に準じて幕府によって容認されていた。

ここで記されているのは、寺請制度の具体的な内容である。寺請は原則としてすべての人々がその対象になっており、仏教以外の宗教者である神職についてもその例外ではない。そうした実態を記している点は、例示としてもわかりやすい記述となっている。

併せて、寺請が実施されたのちの諸宗教についても言及がある。この時代において、必ずしも中心となった宗教ではないものの、近世以前の学習項目として既出の用語である修験道や陰陽道といった具体

的な名称を示すことは、宗教環境の広がりを目を向けさせることになるだろう。また、それらの宗教が禁圧の対象ではなかったことを記述することで、仏教以外の宗教がすべてその対象となったわけではないことを確認している。

また、寺院法度を出し、宗派ごとに本山・本寺の地位を保証して末寺を組織させ（本末制度）、1665（寛文5）年には宗派をこえて仏教寺院の僧侶全体を共通に統制するために諸宗寺院法度を出した。

「寺院法度」と「諸宗寺院法度」を区別し、本末制度の形成と僧侶統制に触れているのがこの記述の特徴である。ここで留意するべきは、「寺院法度」と「諸宗寺院法度」という類似している用語の扱いであろう。

前者については、記述内容から判断して、慶長6（1601）年から元和元（1615）年にかけて断続的に発布された法令を指しているものと考えられる。この法度の目的は、本末関係の制度化であると説明されている。次の表2及び表3をみていただきたい。これは一般に「寺院法度」と呼称される法度に関し、発布順に表化したものである。同表からも確認されるとおり、この期間、各宗派と個別寺院に対して合計46の法令を発している。教科書に記された「寺院法度」の説明には、具体的な年号が記されていないが、これは「寺院法度」が年次をまたいで断続的に発布されたことに起因している。

次に後者の「諸宗寺院法度」について確認していこう。圭室文雄によれば、同法令は「寺院法度」に比べて、「各宗派にわたる詳細な規定ではなく、総括的な内容であるが幕府の寺院統制の強い姿勢が示されている」点に特色があるという。教科書の記述でも、「仏教寺院の僧侶全体を共通に統制する」ことを目的として制定されたことが示されており、これはこうした研究内容を踏まえてのことであると考えてよい。「統制」という言葉に象徴されるように、同法令は寺檀制度の展開によって生じた弊害に対処することを想定していた。この点についても次節で後述することとしたい。

ここまでの検討から、同教科書における記述は、概ねこれまでに積み重ねられてきた歴史学研究の内容を消化したうえで、それを整理した内容となっている。しかしながら、本節で検討を留保した事柄を含めて、数点の課題を残していると考えられる。この点について次節で検討していきたい。

（表2）近世前期の寺院法度

年号	法度数	主な対象	
慶長6年	1601	1	高野山（真言宗）
慶長7年	1602	1	大樹寺（浄土宗）
慶長13年	1608	2	延暦寺（天台宗）など
慶長14年	1609	10	園城寺（天台宗）など
慶長15年	1610	3	石山寺（真言宗）など
慶長17年	1612	4	興福寺（法相宗）など
慶長18年	1613	14	千妙寺（天台宗）など
慶長19年	1614	2	西楽院（天台宗）など
元和元年	1615	9	大徳寺（臨済宗）など
合計	46		

（註）圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』（1971年評論社）15～17頁より作成

（表3）近世初期の宗派別寺院法度

宗派	法度数	備考
真言宗	17	
天台宗	17	
浄土宗	3	
曹洞宗	3	
臨済宗	3	
法相宗	1	
その他	2	南都七大寺など
合計	46	

（註）圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』（1971年評論社）15～17頁より作成

2-2 寺檀制度の記述にかかる問題点

本論では前節までに、山川出版社から出版されている高等学校の教科書を取りあげ、特に近世宗教史分野内容について確認してきた。本節ではそれを踏まえたうえで、歴史学研究の視点から同教科書における記述上の課題について論じることとしたい。

まず第1点目の課題として指摘しておかなければならないのは、寺檀制度を担うこととなった寺院が歴史上にどのように登場してくるのか、という点に関する記述を欠いているという点であろう。これまでの研究史上において明らかとされてきた事柄に加え、本論第1章第2節でも確認したように、寺檀制度が整備される以前の段階では、この制度を支える寺院は数的に充分であったとは言い難い。寺請がはじまった時点で存在していた寺院の僧侶にこの権限が付与されていたのではなく、寺請をする寺院が必要とされたゆえに、各地に寺院が陸続と建立されていったと理解するのが近世宗教史研究の成果である。

寺院そのものが古代から存在してきたという歴史上の連続性と、寺請を執行するための寺院建立という近世以降の動向は、歴史上の事実的な事象としてともに高等学校での歴史教育に必要な理解であろう。この点に鑑みれば、高等学校の授業において寺請の内実を教示するとともに、その中核を担った寺院が寺請に照応しつつ建立されていったという事実は、教科書に記述すべき内容であると考えられる。

また、現代的な宗教環境を考えるうえでも、日常的に経験する葬送儀礼や法事などを担っている僧侶によって営まれる寺院が、いつ、どのような背景をもって成立してくるのかという点を確認しておくことは、歴史の遡及性という観点からも格好の学習素材であろう⁽²⁹⁾。この点からも、寺請を主体とする寺院の成立過程について言及される必要がある。

2点目の課題としては、寺檀制度の弊害に関する記述があげられる。「寺院法度」と「諸宗寺院法度」とのあいだには、50年以上の時間経過がある。この間寺檀制度の整備が進められつつあったと考えて良い。このうち、後者の「諸宗寺院法度」の発布理由を教科書の記述どおりに「統制」という言葉で意味付けするならば、僧侶や仏教教団に対して何故統制が必要であったのか、という点が説明されなければならない。この理由として想定されるのは、先述のとおり、展開されつつある寺檀制度に対する「弊害」がすでにその萌芽をみていると評価される点であろう。

「統制」や「弊害」という言葉で江戸幕府の宗教政策、殊に寺檀制度をとらえる場合、そこからは辻善之助が唱えた「近世仏教墮落論」⁽³⁰⁾が想起される。近世宗教史研究では、辻が提起した「近世仏教墮落論」に対する当否が研究上の一潮流を形成してきた⁽³¹⁾。辻の議論を簡潔に整理するならば、寺請が制度化されることにより、僧侶が経済的な保証を得る一方で、布教活動をはじめとする宗教活動や教義に深化がみられなくなったということになるだろう。こうした辻の指摘に対しては、寺請によってかえってこの時代に生きる人々と仏教教団とのあいだに親密な関係が生まれたとする大桑齊の反論⁽³²⁾や、辻がこうした指摘をするに至った背景を丹念に論じたオリオン・クラウタウによる研究史的整理があり⁽³³⁾、その評価をめぐって現在まで学説史上の議論となっている。

教科書という性格上、その記述内容は研究者のあいだで一定の共通理解を得ていることが原則である。他方において、事実理解に関し相反する議論が存在する場合には、研究者のあいだでも議論が分かれているという事実を積極的に記載することも、教育現場においては有益であろう。特に寺檀制度をめぐる議論の対立は、「慶安の触書」が教科書中の史料として登場しなくなったように⁽³⁴⁾、史的事実に関するものではなく、その評価に対しての議論である。学説史上の論争は、研究者にとってのみならず、高等学校の歴史教育の現場においても、ひとつの歴史事象に関する洞察を深めていくうえで格好の素材ではないだろうか。

歴史事象に関する事柄に関する理解の深化と歴史事象そのものの知識を増やしていくことは、両立しなければならない。現在の歴史教育において特に批判されているのは、後者に偏在した授業形態のあり方であろう。大濱徹也が指摘するように、歴史の枠組みが変化しないまま、修得しなければならない知識が乗数的に増加していくという歴史教育の構図は、確かに見直しを迫られている⁽³⁵⁾。その意味で近世宗教史に関する学びは、知識の習得とともに生徒が主体的に考え、議論するために必要なテーマを提供できる主題である。

おわりに

遠山茂樹が戦前の歴史教育を「歴史学と歴史教育の遊離」としてとらえ、その反省に立って「歴史学の立場から歴史教育を論じなければならない」と指摘してから、すでに70年以上の時間が経過している⁽³⁶⁾。遠山の言葉をさらに掘り下げるのであれば、歴史学の成果をどのように伝えるのか、ということまでを歴史学研究の射程にあるものとしてとらえられるだろう。その意味において、歴史教育もまた歴史学の範疇に包含されると考えてよい。

また、歴史学のみならず、それぞれの研究は、社会に何らかのかたちで還元することを求められている。歴史学研究の場合には、「歴史教育」がそのひとつに該当すると言えるだろう。しかしながら、歴史学は研究成果の伝達にあたり、その大部分を歴史教育に依存している。そして遠山の先の言葉とは裏腹に、多くの歴史研究者にとって自らの専門分野が中等教育の場でどのように教示されているのか、といった問題は関心の外にある。

本論ではこうした歴史学、歴史教育の現状に鑑み議論を進めてきた。ここでは「おわりに」として、その内容を以下にまとめておきたい。

近世という時代を特徴付ける寺檀制度を全国規模で展開するにあたり、各仏教教団は本末関係の整備などをおして急速にその体制を整えていった。寺檀制度の中心となったのは、古代から綿々と続く大規模寺院ではなく、近世村落の形成とともにその隅々にまで建立されていった相対的に小規模な寺院である。これらの寺院は寺檀制度が展開する以前から存在していたのではなく、制度設計の過程で建立されていったことが知られている。この点は、本論第1章で確認した『肥後藩人畜改帳』の分析からも明瞭である。一方で現在高等学校で使用されている日本史の教科書では、この点に関する記述を欠落させており、寺檀制度を担う寺院がどの時期に建立されていったのか、という歴史的事実について生徒が学ぶ機会を失っている。

また、幕府によって仏教教団、あるいは寺院住持が「統制」されていったという教科書中の記述からは、近世宗教史研究のなかで長らく議論されてきた「近世仏教墮落論」を想起させる。この論争は、その当否について現在でも研究者のあいだで見解が分かれている。歴史学研究者によって提起され、今日なお歴史学会で続く論争を積極的に教科書に記述することは、高等学校の歴史教育のなかで生徒の議論を深化させ、歴史的事実に関する洞察力を涵養するうえで適当な課題であると考えられる。

歴史に対する洞察力を養う、という点で考えるならば、現行の教科書は、講義形式の授業を想定して作成されており、歴史事象に関する考察や討議型の授業を展開するための素材を十分に提供しているとは言い難い。この点について今野日出晴は、教科書訴訟をつうじて歴史教科書の根源的なあり方を追究した家永三郎の教科書観⁽³⁷⁾を整理し、次のように述べている。「『教科書が主たる教材である』という『主たる教材』論に対して、いわば『一つの教材』論が対置され、(中略)教科書が教科書それ自体として完結するものではなく、教育実践によって補完されるべきものであることが構想されていた」⁽³⁸⁾。

ここで言う「教育実践」とは、教員自身の手によって掘り起こされた歴史事象を教室内での学びの素材として提示すること示していると考えられる。ここでも端的に述べられているように、教育実践のなかで求められる歴史事象の掘り起こしは、これまで教育現場の教員に委ねられ、歴史学を専門とする研究者によって提示される例は過少である。中等教育のなかでどのようなことが教示されているのかを確認し、そうした教育に資する素材を提供することが、今後の研究としても求められることになるだろう。それは本論以後にも継続して追求されるべき課題である。

註

- (1) その一例として、歴史学研究の立場から戦後の歴史教育の方向性について言及した遠山茂樹「歴史教育と歴史学」(『歴史学から歴史教育へ』I-3 所収 岩崎書店 1961年 のち抄出として石山久男・渡辺賢二編『展望日本歴史』2 歴史教育の現在 所収 東京堂出版 2000年)をあげておく。なお、後書の巻末には、歴史教育に関する文献リストが付されており、研究史を整理するにあたって有益である。
- (2) 中村政則「歴史学と歴史叙述」(歴史学研究会編『歴史学研究』第716号 所収 1998年)
- (3) 先述のとおり、こうした検証作業が歴史学研究者によってなされてきた例が皆無であったわけではない。特に教科書の執筆に携わる歴史研究者が、この点を深く掘り下げてその知見を提示する論考が散見される。ここではそうした近年の研究成果として、高埜利彦編『日本近世史研究と歴史教育』(山川出版社 2018年)を例示しておく。
- (4) 特に教員養成を主としない一般の大学において、この傾向が強い。本論ではこの同法改正に伴う大学教職課程の取り組みとして、鈴木剛・古屋次郎・田実潔・高杉巴彦・鳴海昌江「北星学園大学における教職カリキュラム再構築の方向」(北星学園大学編『北星学園大学文学部北星論集』第55巻2号 所収 2018年)をあげておく。
- (5) ここで言う「寺檀制度」とは、後述するように「寺請」を媒介として成立した寺院と檀家との制度的関係を示す。また本論では「寺檀制度」と「寺請制度」を同意として扱う。
- (6) 圭室文雄『葬式と檀家』(吉川弘文館歴史文化ライブラリー 1999年)
- (7) 岩田重則「『葬式仏教』の形成」(『新アジア仏教史』13 日本Ⅲ民衆仏教の定着 所収 佼成出版社 2010年)
- (8) 本論と同様の視点から中等教育の歴史教科書を分析した論考として、戸田靖久「高等学校日本史B近世分野における宗教学習—教科書比較を通して—」(大阪産業大学編『大阪産業大学論集』人文・社会科学編第31号所収 2017年)をあげておく。
- (9) 竹田聰洲「近世諸国蓮門精舎の自伝的開創年代とその地域的分布(一)」(同志社大学人文学会編『人文学』第56号 所収 1962年)
- (10) 竹田聰洲「近世諸国蓮門精舎の自伝的開創年代とその地域的分布(二)」(同志社大学人文学会編『人文学』第59号 所収 1962年)
- (11) 前掲註6、圭室
- (12) 前掲註7、岩田
- (13) 前掲註6、圭室
- (14) 伊藤正敏『日本の中世寺院』(吉川弘文館歴史文化ライブラリー 2000年)
- (15) 本論では以下、大日本近世史料に所収されている『肥後藩人畜改帳』一～四(東京大学出版会 1955年)を底本とする。また、以下同史料を『人畜改著』と略称する。なお同史料を分析した先行研究としては、前掲註6、圭室、尾道健二「江戸時代の肥後藩寺院建築研究の史料について その2.『肥後藩人畜改帳』にみる合志郡の宗教施設」(九州共立大学編『九州共立大学工学部研究報告』29号 所収 2005年)などがある。

- (16) 前掲註 15、第二巻 26 頁 所収
- (17) 近世の打越村は熊本藩領で『人畜改帳』で確認すると、家数 26 軒、33 名が記載されている。村高についての記述はないが、虫損になっている 1 例を除いたうえで各家の持ち高を合計すると 87 石以上となる。『寛永郷帳』から『天保郷帳』までの村高は 55 石から 57 石程度であるため(角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典』43 熊本県 1987 年 角川書店)、村域の一部が『人畜改帳』作成以降に分村となった可能性がある。
- (18) 圭室文雄『日本仏教史』近世(吉川弘文館 1987 年)
- (19) 『日本国語大辞典』第二版第 10 巻(小学館 2001 年)の「鉢開」の項目には、以下のように記されている。「鉢を持った僧形の乞食。女の乞食を鉢開婆・鉢婆という。鉢開坊主。乞食坊主」。
- (20) 表 1 で確認すると、No. 6 の「了眞」については、確定的ではないが独立した一家をなしている可能性がある。
- (21) 前掲註 15 で示した先行研究などにおいて、「はちひらき」の数量的分析を試みた論考は、管見の範囲において存在しない。
- (22) 前掲註 7、岩田
- (23) これ以外にも、僧侶に準じた宗教者として「せんもん」(「禅門」)がこれに該当する可能性がある(前掲表 1 No.35 備考欄の事例など)。ただし、『日本国語大辞典』第二版第 8 巻(小学館 2001 年)では、「禅門」の意として「在家のままで髪をそり、僧の姿となった」者を指す語以外にも、現在の熊本県域をはじめとする九州各地の方言として「こじき。物もらい」の意を掲載しており、本論執筆時点でいずれの意味を指すのか確定するに至らない。
- (24) 一家の構成人数に注目すると、近世村落史研究では、夫婦と子どもから構成される単婚小家族を近世の一般的な家族形態と見なしている(大藤修「村落組織と日常生活」(日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座』7 生活Ⅱ 所収 雄山閣 1990 年 など)。この点においても、『人畜改帳』に記載されている一家の構成様態は、例示した史料 1 からも確認できるように、近世的家族形態とは異なっている。
- (25) 本論では 2016 年 3 月に文部科学省検定済みの『詳説日本史』改訂版を利用する。
- (26) この点については、安丸良夫が一向宗門徒とキリシタンの類似性について指摘している(安丸『神々の明治維新』岩波新書 1979 年 17 頁)。
- (27) 大橋幸博泰は、「明治時代以降、禁教が解除されていたにもかかわらず、隠れるようにして活動していた近現代のキリシタン継承者との差異を意識するため」に、これまで「かくれキリシタン」と呼称されがちであった江戸時代のキリシタンを「潜伏キリシタン」とよぶことを提唱している(同『潜伏キリシタン』2014 年 講談社選書メチエ 15 頁)。同教科書における呼称の変化もこうした指摘を踏まえてのことと推測される。
- (28) 島原の乱の性格をめぐる議論を整理した近年の研究として、ここでは神田千里『島原の乱』(中公新書 2005 年)をあげておく。
- (29) 例えば地域に存在する身近な寺院について調べ学習をするといった経験的学習がここでは想定される。
- (30) 辻善之助『日本仏教史』第十巻 近世之四(岩波書店 1955 年)
- (31) 「近世仏教墮落論」をめぐる論争を的確に整理した論考として、本論では澤博勝『近世の宗教組織と地域社会』(吉川弘文館 1999 年)所収の序章「近世宗教史研究の現状と課題」をあげておく。
- (32) 大桑齊『寺檀の思想』(教育社 1979 年)
- (33) オリオン・クラウタウ『近代思想としての仏教史学』(法蔵館 2012 年)
- (34) 「慶安の触書」については、長らく農民生活を規制するものとして教科書でも扱われてきたが、現行の教科書では「(農民の生活に細々と指示を与えた)法令としては、1649(慶安 2)年に幕府が出したとされる『慶安の触書』が有名であるが、その存在には疑問も出されている」(前掲註 25、189 頁)と記述されるようになっている。同触書についての研究成果として、ここでは山本英二『慶安御触書成立試論』(日

本エディタースクール出版部 1999年)をあげておく。

- (35) 大濱徹也「歴史教育の課題—歴史認識を問い直す場とは何か—」(同編『歴史教育の新地平』所収 1997年 同成社)
- (36) 前掲註1、遠山
- (37) この教科書裁判に関する言説は、これまでも数多く積み重ねられてきたが、ここでは家永自身の回想録として『一歴史家の歩み』(三省堂 1977年 のち岩波現代文庫 2003年)を参考資料としてあげておく。
- (38) 今野日出晴「方法としての教科書」(同『歴史学と歴史教育の構図』(東京大学出版会 2008年 第Ⅲ部「歴史教育から歴史叙述へ」所収 151頁)